

農業委員会だより

第 149 号
<https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html>

地域計画を策定しました

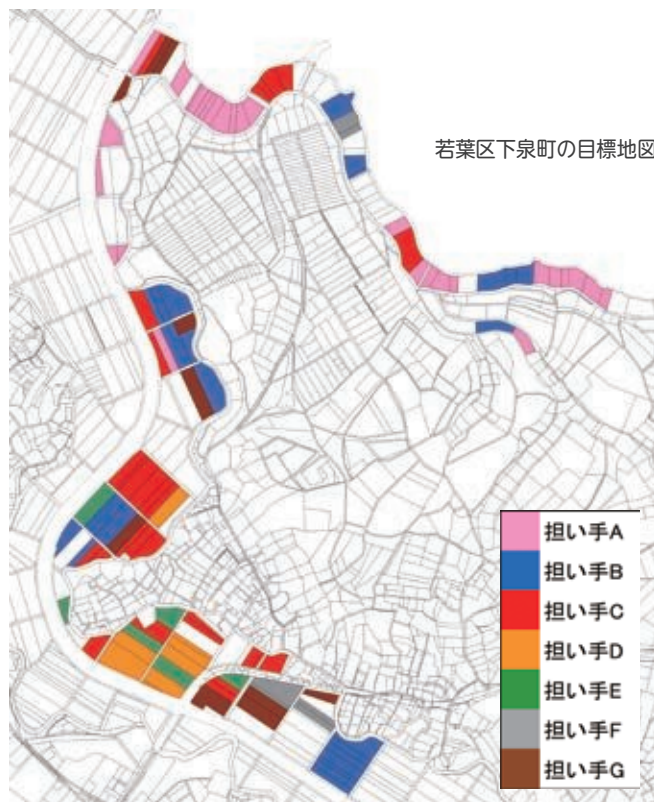


千葉市では、農地の集積・集約先となる認定農業者などの担い手がいる地域での策定を優先的に取り組むこととし、令和5年度より、モデル地区として、若葉区下泉町の田において策定を進め、本年7月10日付けで地域計画を策定しました。

令和6年度からは、緑区椎名崎町、古市場町、刈田子町、落井町、中西町、茂呂町の田において策定を進めています。

策定した地域計画は、市HPで公表しています。

今後も順次、各地域において策定を進める予定です。



若葉区下泉町の目標地図

地域計画とは

令和5年4月1日付けの改正農業経営基盤強化促進法により関連施策が見直され、市町村が、地域における将来の農業のあり方、農地の効率的・総合的な利用の目標などを盛り込んだ「地域計画」を策定するものとされました。

市町村は、市街化区域以外の全ての区域を対象として、農業者・農業委員会・中間管理機構・JA・土地改良区などの関係者による協議の場を設置し、話し合いを行い、担い手ごとに利用する農用地等を定めた地図（目標地図）を含む「地域計画」を作成します。

問い合わせ

農地活用推進課 農地保全班

☎ 245-5759



vol. 149
主な内容

- P.1 地域計画を策定しました
- P.2 農地を適正に管理しましょう
- P.2 農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ
- P.3 千葉市の第3地区 農地利用最適化推進委員を1名募集しています

- P.3 統計調査にご協力ください(2025年農林業センサス)
- P.3 知らないと損する農業者年金
- P.4 農地の売買や転用～許可申請はお早めに～
- P.4 農地・農業に関する無料法律相談を行っています

「農地」を適正に管理しましょう

● 農地の管理状況について、毎年現地調査を実施しています。

農業委員会では、農地の管理状況を確認するため、本年度も農地の「利用状況調査」を実施しました。今後も、農地の適切な管理をお願いします。

● 今後の農地の活用について、お尋ねします。

上記調査で「遊休農地」と判断された農地の所有者の方には、令和6年12月から「農地利用意向調査」を実施しています。同調査では、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するかなど、今後の農地利用の意向について回答をお願いしています。

また、農地法の定めにより、遊休農地の所有者に対し、農地中間管理機構への貸付けについて、同機構との協議を勧告する場合があります。

耕作放棄地を再生するための補助事業を実施しています。詳しくは、下記（農地活用推進課）までお問い合わせください。



問い合わせ

農業委員会事務局 農地指導班 ☎ 245-5768
農地活用推進課 農地保全班 ☎ 245-5759

農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地を譲渡・転用・貸付け、または耕作放棄等をした場合、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加えて納税しなければなりません。また、それらの面積が猶予を受けた全体の面積の2割を超えた場合は、猶予税額の全額に利子税を加えて納付しなければなりません。

ただし、特定貸付（農地中間管理事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）、認定都市農地貸付等）を行った場合は、貸付けを行った日から2か月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

※平成21年12月24日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身営農」となります。

問い合わせ

千葉東税務署 ☎ 225-6811
千葉西税務署 ☎ 274-2111
千葉南税務署 ☎ 261-5571

税務署



千葉市の第3地区 農地利用最適化推進委員を1名募集しています。

【活動内容】下記の地域を担当し、主に農地利用の最適化に向けた地域活動を行います。

- ・花見川区 犢橋町、三角町、千種町
- ・稲毛区 小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町

【任期】令和6年2月中旬～令和8年7月19日まで

【報酬】規定により支給

【受付】令和6年12月11日(水)～令和7年1月10日(金)必着

【募集案内・申込書類の配布場所】農業委員会事務局、農政センター

※農業委員会のホームページからもダウンロード可能

【選考方法】書類審査・面接による。結果は全員に通知。



問い合わせ

農業委員会事務局 農地活用班

☎ 245-5766

千葉市 農地利用最適化推進委員

🔍 検索



統計調査にご協力ください (2025 年農林業センサス)

農林水産省では、令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス」を実施します。

この統計調査は、今後の農林行政に役立てるため5年ごとに実施しているとても大切な調査です。

令和7年1月から調査員が農林業関係者の皆様を訪問しますので、調査票へご記入の上、ご回答ください。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力よろしくお願いいたします。

農林業センサス



問い合わせ

(各区役所総務課選挙統計班)

中央区 ☎ 221-2104 花見川区 ☎ 275-6191 稲毛区 ☎ 284-6104
若葉区 ☎ 233-8121 緑区 ☎ 292-8104 美浜区 ☎ 270-3121

ご存じですか?

知らないで損する農業者年金

老後の備えは

国民年金 + 農業者年金 で!

男性
22年



女性
27年

農業者は長生き!
65歳からの平均寿命は…

農業者年金はメリットがたくさん!!

メリット1 「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代でも安心

メリット2 終身年金

(80歳までに亡くなった場合、死亡一時金をご遺族に支給)

メリット3 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果

メリット4 加入と脱退は自由、再加入もいつでも可能

メリット5 保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定可能

メリット6 認定農業者などには、保険料の国庫補助あり

問い合わせ

農業委員会事務局 農地活用班 ☎ 245-5769 農業者年金基金(相談員) ☎ 03-3502-3199

ホームページから年金額の試算ができます

千葉市 農業者年金

🔍 検索



農業者年金基金

🔍 検索



農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表 1月から3月

審査日程	転用許可・耕作目的の 売買等許可申請受付期間
1月15日(水)	12月23日(月)～12月25日(水)
2月13日(木)	1月22日(水)～1月24日(金)
3月13日(木)	2月21日(金)～2月25日(火)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要です。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は翌開庁日)に交付します。

問い合わせ

農業委員会事務局 農地審査班 ☎ 043-245-5767

農地・農業に関する

無料法律相談を行っています



千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題(相続・売買・賃貸借など)でお悩みの方を対象に、弁護士・司法書士(千葉市農業委員会農業委員)が面談で応じます。(費用無料)

相談日

令和7年1月16日(木)、2月14日(金)、3月14日(金)

時間

午後1時30分～午後4時30分(相談時間 1人50分(定員3人))

場所

千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室

申込方法

電話での予約制です。千葉市農業委員会事務局

その他

- ・相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。
- ・裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。

問い合わせ

農業委員会事務局 農地審査班 ☎ 043-245-5767

編集後記

近年の記録的猛暑の影響、肥料や生産コストの上昇で農作物の価格変動が見られました。特に、令和の米騒動と言われた米の価格上昇では、消費者からは不安の声が上がりましたが、これを期に、農作物の適正な価格を多くの人が考えるきっかけにもなったように感じました。

農業委員会だよりでは、千葉市の取り組みや頑張っている農家の紹介、農地に関する情報など役立つ情報を発信していきますので、令和7年もよろしくお願いいたします。

(S.I)

農業委員会だよりの情報は
コチラから

千葉市 農業委員会だより

